

仕様書

1. 趣旨

我が国の食文化の振興に向けては、食文化研究の基盤が構築され、学術的知見が集積・活用されることの必要性が指摘されているところ。

そこで、令和3年度においては、「食文化振興プラットフォーム構築促進事業」において、食文化の研究と振興の循環を促進する「食文化振興プラットフォーム」（以下「PF」という。）のあり方等を検討し、その報告書（以下「令和3年度報告書」という。）において、PFを構築するに当たっては、まずは、人・組織の「つながりの場」づくりから始めることとの方向性が示された（別添1参照）。すなわち、PFの構築に向けて、まずは、以下の環境を整備することとされた。

- 「つながりの場」の基礎となる、個別の食文化に関する課題に直接的に関係する者（研究者、生産者、加工業者、小売業者、流通業者、飲食業者、地域住民等）がつながるコミュニティを創出すること
- そのコミュニティにおいて、個別の食文化の振興に向けて課題解決等に取り組むこと
- 課題解決等に取り組むに当たっては、特に、個別の食文化に関する調査研究を活用すること
- 複数のコミュニティ間で交流等が行われ、相互に影響を与え、課題解決の加速化、取組の高度化が図られること 等

そこで、本事業では、令和3年度報告書に従い、PFの基礎となるコミュニティの創出とその取組の促進のための課題、方策等を明らかにするとともに、これらのコミュニティをつなぎ、相互に影響を与え、課題解決の加速化、取組の高度化を図るための課題、方策等を明らかにする。

2. 委託業務内容

(1) コミュニティの創出・取組の促進に向けた方策等の検討

ア コミュニティの創出・取組の促進に向けた実証実験

「つながりの場」の基礎となる個別の食文化の振興に取り組むコミュニティ（以下、単に「コミュニティ」という。）の創出とその取組の促進のための課題、方策等を明らかにするため、実証実験を行う。

具体的には、(ア)の要件等を満たしたコミュニティを少なくとも1例以上新たに設け、又は同要件を満たした既存のコミュニティを1例以上活用し、当該コミュニティに対して(イ)の要件等を満たした取組等を行わせることにより、コミュニティの創出とその取組の促進に向けた課題、方策等を明らかにする。

特に、食文化に関する調査研究をコミュニティの取組に活用することについての課題、方策等を明らかにすることが望ましい。

(ア) コミュニティの要件等

- i 食文化等の研究者が参加すること。
- ii 多様な関係者（生産者、加工業者、流通関係者、飲食店関係者、地域住民等）が参加できるものとする。

- iii コミュニティの形態（対面形式、Web 形式等）は問わないが、参加するに当たっての心理的障壁をできる限り排除すること等により、参加者間において活発に交流、情報交換等が行われるものとする。
- iv 関係者に参加するインセンティブ（学習機会・情報の提供、イベント開催等）を与えるものであること。
- v 本事業の契約期間中、一定数の参加者を集めた取組を定期的・継続的に行うこと。
- vi 本事業の契約期間終了後も、参加者が、取組を必要な期間、自立的に継続できるコミュニティとすること。
- vii 本調査に用いるコミュニティについては、新たに設ける場合か既存のコミュニティを用いる場合かを問わず、文化庁担当者と協議の上決定すること。
- viii 文化庁は、既存のコミュニティを用いる場合に、そのコミュニティが i から vii までの要件等を満たさないと判断したときは、本調査の趣旨に照らして、そのコミュニティを本調査に用いることの是非を文化庁担当者と協議の上決定する。

(イ) コミュニティの取組の要件等

- i コミュニティの取組は、個別の食文化に関する課題を解決するものとし、扱う食文化については任意とする。
- ii 扱う課題については、食文化に関する課題を調査・公募等により広く収集し、その中から選定したものとする。
- iii 扱う食文化及び課題については、令和2年度文化審議会第18期文化政策部会食文化ワーキンググループ報告書の第5章「目指すべき姿」(1)から(5)まで(別添2参照)に沿うものとし、文化庁担当者と協議の上、決定すること。
- iv 以下の例示のように、食文化の調査研究をその食文化に関する課題の解決に活用する取組とすること。

<取組例>

- 地域への愛着を醸成するため、郷土食等につつまれる文化的なストーリーを自治体、研究者、料理人、郷土食を継承している地域住民とで明らかにし、地域の誇る文化としての郷土食の認知を高める。
- 令和3年度報告書の第2章(3)「好事例・ニーズに関するヒアリング調査の結果」①②③等

イ コミュニティの創出・取組の促進に向けた既存の支援の調査

コミュニティの創出とその取組の促進のための課題、方策等を明らかにするため、既存のコミュニティに対して行われた、人材、資金等の支援について、既存のものを調査する。

さらに、これらの調査及びアの実証実験の結果を踏まえて、PFが担うべき、コミュニティの創出とその取組の促進のための方策等を整理する。

以下の例示のように、食文化に関する調査研究をその食文化の振興に活用する際に必要となる

支援について、調査・整理することが望ましい。

<調査・整理の例>

- 食文化に関する調査研究をその食文化の振興に活用することに秀でた人材を調査し、そのような人材がコミュニティに参加するための支援（人材育成、人材派遣等）を整理する。
- 研究機関等における社会と研究をつなげる人材育成制度を調査し、食文化の調査研究を食文化の振興に活用することに秀でた人材の育成方法を整理する。

(2) コミュニティをつなぐ方策の検討

「つながりの場」の構築、すなわち、コミュニティ同士の連携強化に向けた方策を明らかにする。具体的には、優れた取組に対する顕彰、交流会の開催及び情報発信を通じて、コミュニティ間の交流、課題解決の加速化、取組の高度化等の効果を測定する。

顕彰については、以下の例示のように、食文化に関する調査研究がその食文化の振興に特に効果的に活用されているものを対象とし、新たに設置した審査委員会における審査を通じて選定するものとし、表彰されたコミュニティの取組の活性化等の効果を測定する。

交流会については、顕彰において選定された事例、別に収集した事例等を共有する場とし、それぞれが所属するコミュニティへの還元等の効果を測定する。

情報発信については、文化庁のホームページ等において行い、これを閲覧したコミュニティの取組の改善等の効果を測定する。

<顕彰の対象の例>

- 食文化の明確化・価値化に資する調査研究を活用した、食のブランド化・経済の活性化等を実現した事例
- 食文化を通じた自己認識・相互理解に資する調査研究を活用した、心豊かな社会の形成等に寄与した事例
- 食文化の文化的価値の向上に資する調査研究を活用した、食文化を含む幅広い文化の振興に寄与した事例

(3) 報告書作成に関する業務

(1) 及び(2)に関する業務の報告書を作成し、製本 10 部及び電子データを納めること。また、調査過程で収集した資料、作成した資料等について、電子データ等で納めること。

3. 業務期間

委託締結日から業務が完了した日又は令和 5 年 3 月 20 日のいずれか早い日までとする。

4. 事業の実施

(1) 事業の実施

事業の実施や経費の支出にあたっては、文化庁担当者と十分に協議すること。また、事業等の進

捗について常に文化庁担当者に報告の上、十分に協議すること。

(2) 事業の評価

事業を実施するにあたっては、事業実施による効果が把握できるよう、事業の評価を適切に実施し、成果報告書において報告すること。なお、評価の内容について、文化庁担当者から聞き取りを行う場合がある。

(3) 事業実施による成果物

① 事業実施による成果物（冊子、資料集等）については、20部を文化庁に提出するものとする。

(4) 委託経費の支出

① 経費計上は契約期間内に発生したものに限る。

② 文化庁からの委託費の支出は、文化庁官署支出官から委託先の代表者に支出する。

③ 事業を実施するにあたり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努めること。

④ 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出にあたっては複数の者が審査した上で支出するなど適切な執行に努めること。

⑤ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

⑥ 本事業の事業費を積算する際は、以下の各経費費目の支出に関する留意事項を踏まえて必要な経費を計上すること。

【賃金】

支出にあたっては、出勤簿、賃金支給明細及び領収書等の関係書類を作成し、保存すること。

【諸謝金】

ア 本事業の実施にあたり、企画・運営・調整等を行う実行委員等の委員や事業の協力者及び外部講師等に支払う経費とする。

イ 活動の企画立案・実施、会議出席、原稿執筆、講演等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等については委託事業者の支給規程及び文化庁の支給単価等に準じて、社会通念上妥当な単価を設定すること（審査評価の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。

ウ 委託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められない。ただし、委託事業に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが資料から明確に区分されていることが確認できる場合には支出できる。

エ 謝金支給手続については、あらかじめ謝金支給対象者に説明するとともに、謝金受領書を徴収するなど、適切な支出に努めること。

オ 謝金の代替として菓子折、金券等の物品による贈与等は認められない。

【旅費】

ア 積算内訳は事業実施にかかる委員会の委員の会議出席、事業関係者や外部講師の事業参加に伴う経費を用務ごとに計上すること。

イ 支給基準は原則として委託事業者の旅費規程によること。ただし、鉄道賃の特別車両料金、航空機の特別席料金等の支給については、「国家公務員等の旅費に関する法律」及び文化庁の規程を準用すること（電車代はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。

ウ 事業実施計画に照らし、用務先、単価、回数、人数が妥当か精査すること。

エ 航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。

オ 航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券を整理保存すること。

【消耗品費】

ア 事業実施に係る各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品のみを計上し、備品費は計上しないこと。

イ 計上するものについては、支出を記録する帳簿に品名、単価、数量を具体的に記載すること。なお、「事務用品等」「〇〇一式」といった抽象的な記載は認められない。

ウ ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。

【印刷製本費】

ア チラシ、冊子等の印刷製本を外注する場合など、印刷製本という行為そのものに対する経費を計上する。

イ 教材・しおり・報告書・会議資料等の作成にかかるコピー代（写真現像・プリント代）。

【通信運搬費】

ア 郵便による通信費、梱包発送や宅配便による運搬費とする

イ 切手等を一括購入し、後日使用する場合には、受払簿を整備し、使用日、種類、枚数、使用目的及び送付先を明確にしておくこと。なお、予備の購入は認められない。

【会議費】

ア 会議等で飲み物等（コーヒー、紅茶、日本茶等）を提供する場合、社会通念上常識的な範囲で支出することとし、誤解を招く形態のものや酒類・茶菓等の提供は対象としない。

イ 弁当代の支出については、会議が食事の時間をはさみ、長時間に及ぶものなどやむを得ない場合に限る。

ウ 会議を開催した場合には、日時・場所・出席者・議題・実際の議事内容・飲食物を供した者等を記した開催記録を作成すること。

エ 会議等の出席者数及び回数と整合性が取れるようにすること。

【借損料】

- ア 会議開催や活動実施等に伴う会場費や、機器等のリース料など、物品等の借用に伴う経費について記入すること。また、会場、機器、器具、設備等は自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない。
- イ 事業実施計画書の会議等の時間及び回数と整合性が取れるようにすること。
- ウ リース形式の形態でありながら、事実上、備品を購入等している状態となっていないか確認すること。

【保険料】

- ア 当該事業のために新規で加入する保険のみを対象とする。
なお、長期間に及ぶ継続的な雇用には支出できない。
- イ 保険の種類は、事業を実施する上で法律により支払いが義務づけられているものとする。

【雑役務費】

雑役務費は、データ入力、発送業務等の一部について、専門業者等に請け負わせる経費とし、謝金等を支払う際の銀行振込手数料も対象とする。

【消費税相当額】

消費税相当額は、受託者が課税事業者（納税義務者）で、賃金等の不課税の経費に関する消費税額のみを別途計上する必要がある場合に計上する。また、通常の消耗品等の課税対象となる経費に関する消費税額については、内税として各経費の中で計上する。

【一般管理費】

経費の算定が難しい経費（例：光熱水料等）が発生する場合は、便宜的に委託事業の直接経費（人件費、事業費）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を一般管理費として計上する。その場合の一般管理費率については、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、受託者が受託規定に定める一般管理費率及び文部科学省が定める一般管理費率（10%）の上限を比較し、より低い率を採用すること。ただし、上記で採用した率より低い率を計上している場合はその率を採用すること。

【再委託費】

- ア 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。
- イ 委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。

6. その他

- (1) 本事業の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2) 報告書等の検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 文化庁から委託代金の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当官と協議し、その指示に従うこと。

令和3年度「食文化振興プラットフォーム構築促進事業」報告書^{※1}第3章(2)「食文化の研究・振興活動を促進する「プラットフォーム」のあり方と
実現に向けたポイント(検討委員会からの提案等)」より抜粋

※1 : https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/syokubunka_platform/index.html

① 食文化振興プラットフォームのあり方

- ・ データ連携のようなシステム的なものではなく、まず、ステークホルダー間の壁を情報面・人材面で乗り越え、人・組織をつなぐ交流の「場」のようなもの
- ・ それをもとに、食・食文化に関わる情報が様々なステークホルダー間で共有され、研究、教育、社会実装などの相互循環を通じて、知や社会的価値が共創され、食の重要性に対する社会的理解を醸成し、豊かで持続可能な食文化の形成につながる基盤となることが望ましい

② 食文化振興プラットフォームの実現に向けたポイント

▶ 人・組織を繋げるところからスタートを(第1段階)

まずは、食文化の研究や振興に興味を持つ多様な人々がゆるやかに集まり、既存の学会や業界などの壁を越えて出会い、情報を交換し、繋がり合う機会が提供される「場」、全ての基盤となるような、人・組織、あるいは個々のネットワークがつながる「場」を作ることから始めるのが良い。

▶ つながりをもとに、知や社会的価値、多様な取組みが共創される(第2段階)

人・組織がゆるやかにつながりながら、情報や事例が共有され、知や社会的価値が醸成される。また、課題意識や目的意識を共有しながら、共同研究のテーマや個別の振興活動に繋がる可能性のある案件を議論し、関係者の役割分担や、将来的にプラットフォームの役割を果たす個別のシステムや事業を模索する。あるいは、それぞれの研究成果の振興活動への社会実装へと展開していくことが、次の段階として考えられる。

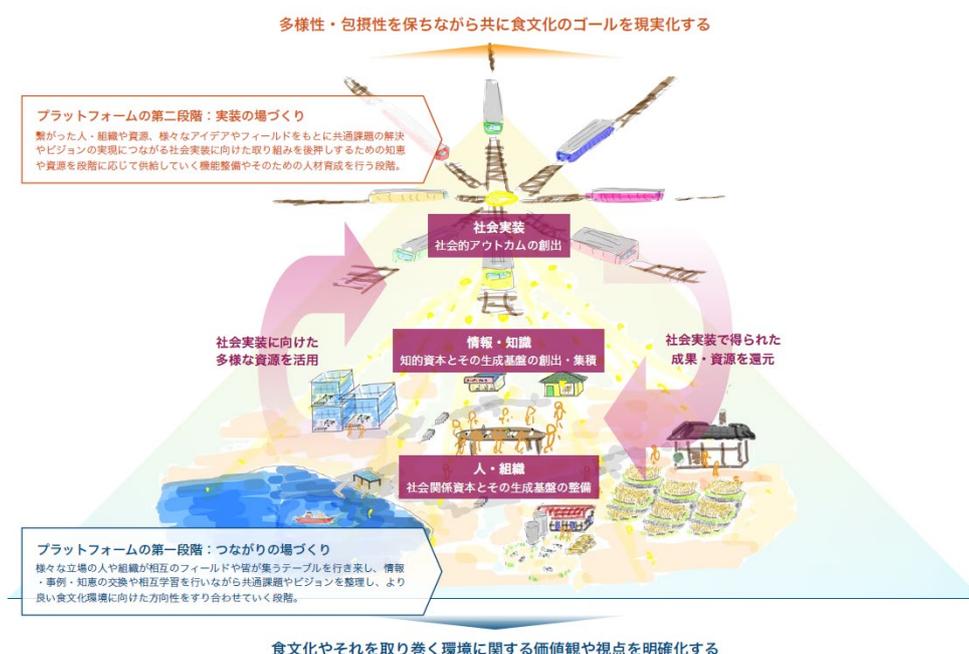


図 食文化振興プラットフォームとその展開のイメージ案

検討委員会における意見を宮田委員が絵にし、この絵を元に更なる意見が交わされた。

令和2年度文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループ報告書^{※2}

第5章「食文化振興の基本理念」より抜粋

※2 : https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/18/pdf/93001101_02.pdf

1. 目指すべき姿

- (1) 食文化が我が国の誇る文化として国民に広く認識される。
- (2) 食に関する多様な習俗・技術が文化財として適切に評価され、保存・活用される。
- (3) 国内各地で特色ある食文化が継承されるとともに、新たな食文化が創造される。
- (4) 海外で我が国の食文化への評価が一層高まり、日本の食・食文化の普及が進むとともに、食を目的とした訪日客が増加する。
- (5) 料理だけでなく食材、器、提供の場なども含めて、包括的に食文化として振興される。
- (6) 食文化研究の基盤が構築され、学術的知見が集積・活用される。